

6 川人委調第 7 7 2 号

令和 6 年 1 1 月 2 0 日

川崎市議会

議長 青 木 功 雄 様

川崎市人事委員会

委員長 瀧 峠 雅 介

地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づく人事委員会の意見について

令和 6 年 1 1 月 1 9 日付け 6 川議議第 8 0 7 号により依頼のありましたこと
について、次のとおり意見を申し述べます。

議案第 1 7 0 号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条
例の制定について

この条例案のうち、一般職の職員に関する部分は、本委員会が行った「職員
の給与に関する報告及び勧告」の趣旨に沿い、職員の給料月額並びに期末手当
及び勤勉手当の額の改定等を行おうとするものであり、異議はありません。